

富士山火山広域避難受入れについて

富士山が噴火したとき、また、噴火するおそれがあるとき、富士山麓に居住している住民は、富士山火山広域避難計画に基づき、裏面のとおり県内各地に広域避難することとされており、島田市は、原則として富士市民及び富士宮市民の一部を受入れることになっています。

富士山の噴火については、第1次～第4次（第4次は「A・B」の2つの区分）に分けられている避難対象エリア（時系列により想定火口から麓にかけて段階的に避難するエリア）と17本のライン（現在の火口から麓に向けて走る尾根と尾根の間の区域）が設定されており、住民は段階的に避難するとされていることから、噴火後ただちに全市民避難とはなりません。

避難の流れ

- ①噴火前は噴火警戒レベル3～5が発令されたときは、第3次避難エリア内の居住者及び観光客等はラインに関係なく全方位避難（避難準備）を行う。
- ②噴火後は溶岩流及び火砕流による被害を受けるラインの間に居住している新たに現れた火口と連動するラインを確認し、該当ラインの住民を避難対象エリア順に、段階的に県内各地区へ避難させる。
- ③受入れ市町は、噴火警戒レベル3を確認したときは、一時集結地（いっときしゅうけつち）及び避難所の開設準備を行う。（島田市の一時集結地はローズアリーナ）
- ④一時集結地では、避難人員の確認、避難所の割り振りを行う。
島田市の最大受入数は約16,000人を予定
- ⑤避難生活は概ね最大1ヶ月を予定している。
※噴火の状況により、被災地内の避難施設等が利用できる場合もあるので、避難者数は事前に算定できない。

避難生活

島田市は、地域防災計画に定める指定避難所（学校の体育館や公共施設）を開放し、避難者の受入を行う。避難所には避難元の職員を配置し、避難所の運営を行う。

避難生活にかかる必要物資は避難者各自が持参し、初期対応において必要に応じ受入れ市町が支援するか、または、避難者自身が調達する。

スムーズな避難行動が行えるよう関係市町で個別に調整を行っていく。

その他

原子力災害（単独）が発生したとき、島田市は県中部、東部、賀茂地域へ避難する計画となっています。